

令和7年度 福岡県医療機関等 金給付申請書

記入例

申請日 令和 8年 1月 30日

必ず、署名又は押印をお願いします。

事業所名 医療法人 ○○会
住所又は所在地 福岡市博多区東公園7-7
代表者氏名 福岡 一郎

印

(署名または押印)

標記について、次により支援金を給付されるよう関係書類を添えて申請する。

Table with 2 columns: Field Name (施設名称, 施設所在地, 担当者/連絡先) and Value (○○診療所, 福岡市博多区東公園7-7, 福岡 一郎 / 092-643-0000)

1. 該当する区分に○を記入してください。

Form with 7 categories: ①病院、有床診療所, ②無床診療所, ③薬局, ④助産所, ⑤施術所(あはき), ⑥施術所(柔整), ⑦歯科技工所. Includes checkboxes and input boxes.

2. 保険機関コードを記入してください。

Insurance code input box with digits 4, 0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8.

- ※ 助産所は、出産育児一時金等請求の助産所コードを記入すること。
※ 施術所は、受領委任取扱いの登録記号番号を記入すること。
※ 登録記号番号の無い施術所は、「9999999999」を記入し、保険施術を行っていることが確認できる書類を添付すること。但し、令和6年度以降、本支援による給付を受けた医療機関等については添付不要とします。

3. 令和7年7月1日から令和7年9月30日又は令和8年1月1日から令和8年3月31日までのいずれかの時点の許可病床数を記入してください。

許可病床数 3 床

電気の種類が確認できる書類を添付してください。

4. 該当する電力の受電契約に○を記入してください。

Special high voltage, High voltage (selected), Low voltage

- ※上記特別高圧及び高圧の施設には、ビルなどで一括受電した後に当該施設内で受電する施設を含む。
※特別高圧または高圧で受電している施設は、そのことがわかる電気料金請求書等を添付すること。但し、令和6年度以降、本支援による給付を受けた医療機関等については添付不要とします
※出張のみの施設及び提出された添付書類で特別高圧又は高圧受電施設と判断できない場合は、低圧受電施設とします。

5. 裏面の同意事項に同意する場合は○を記入してください。

同意事項 ○ 【重要】記入がない場合、給付できない場合があります。

6. 申請額 79,500 円

※給付額は裏面を御確認の上、必ずご記入ください。

7. 振込口座情報を入力してください。

Bank information table with columns for Financial Institution Name, Branch Name, Account Type, Account Number, and Account Name.

【重要】振込先の通帳の写し(取引口座名等が確認できるページ)を添付してください。

(同意事項)

次の各事項のいずれにも同意した者でなければこの支援金を交付しない。

- ① 給付対象者の要件を満たしていること
- ② 給付のために提出した書類に虚偽がないこと
- ③ この支援金を重複して申請しないこと

福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来

- ④ にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- ⑤ 虚偽が判明した場合は、この支援金の返還に応じるとともに、この支援金と同額の違約金の支払いに応じること
- ⑥ この支援金の給付手続きに必要な範囲で、県が、この支援金給付業務を委託する事業者と個人情報を含む申請者の情報を共有すること

(本支援金の給付対象者)

申請日において福岡県内の国、県、市町村又は一部事務組合等直営の施設を除く次の各号の施設を開設又は管理する者とする。ただし、令和8年4月1日以降に新規開設した施設（移転による開設等事業を継承している場合を除く。）は対象としない。

1. 医療法の規定に基づき開設している病院または診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けた施設（同一施設で、医科と歯科の指定を受けている場合はいずれか一方。）
2. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設している薬局のうち、健康保険法の規定に基づき保険薬局の指定を受けた施設
3. 医療法の規定に基づき開設している助産所（出張専門を含む。）のうち、出産育児一時金等の受取代理制度等を導入している施設
4. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）又は柔道整復師法（以下「柔整法」という。）の規定に基づき開設している施術所（出張専門を含む。）のうち、受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設又は医療保険（療養費）の対象となる施術等を行っている施設（同一施設で、あはき法と柔整法の開設をしている場合はいずれか一方）
5. 歯科技工士法の規定に基づき開設している歯科技工所のうち、医療保険の対象となる歯科技工物を作成している施設